

中央闘争委員会規定

綱 領

1. われらは健全かつ対等の基礎の上にたち組合規約ならびに労働関係法規の精神に基づき労働基本権を守り社会的、経済的、文化的地位の向上をはかるにあたり、不幸にも労使間に紛争が生じその解決が実行行使を必要とする場合、行動の自由と闘う統一組織の確立を期す。
2. われらは正当なる罷業権の行使を行うにあたり鉄壁の団結と一糸乱れぬ強力な結集を確立し要求貫徹に邁進することを期す。

第 1 章 総 則

第 1 条 (規定の根拠)

この規定は日清製粉労働組合規約第 44 条に基づき定める。

第 2 条 (中央闘争委員会の設置)

中央闘争委員会は日清製粉労働組合規約第 44 条に基づき闘争目的の貫徹を期するために設置する。

第 3 条 (名 称)

中央闘争委員会は日清製粉労働組合中央闘争委員会（以下中央闘争委員会という）と称する。

第 2 章 構 成

第 4 条 (中央闘争委員会)

中央闘争委員会の構成は次の通りとする。

1. 中央闘争委員会

| | |
|----------|-----|
| 中央闘争委員長 | 1 名 |
| 中央闘争副委員長 | 1 名 |
| 中央闘争書記長 | 1 名 |
| 中央闘争書記次長 | 1 名 |
| 中央闘争委員 | 若干名 |

2. 会計監査

2 名

第 5 条 (中央闘争委員の選出)

中央闘争委員長は中央執行委員長があたる。

中央闘争副委員長は中央副執行委員長があたる。

中央闘争書記長は本部書記長があたる。

中央闘争書記次長は本部書記次長があたる。

中央闘争委員は中央執行委員があたる。

中央闘争会計及び会計監査は在任中のものがあたる。

第 6 条 (人 員)

中央闘争委員長は組合規約第 6 章の規定に拘らず必要により闘争委員を選定増員することができる。

但し、任期は闘争期間中とする。

第7条 (任 務)

中央闘争委員長は中央闘争委員会を代表統轄する。

中央闘争副委員長は中央闘争委員長を補佐し中央闘争委員長事故ある時はこれに代わる。

中央闘争書記長は中央闘争委員会の指示に従って闘争に関する事務を処理する。

中央闘争書記次長は中央闘争書記長を補佐し闘争に関する事務を処理する。

中央闘争委員は各部の事業を担当し業務を掌る。

中央闘争会計は闘争に関する事務を処理する。

会計監査に關した会計を監査する。

第8条 (効 力)

中央闘争委員会ならびに闘争に関する決議、闘争手段およびそれに付随する決定事項は組合同規約第44条に基づき争議行為開始を決定された日より始まり闘争が解決した日をもって終了する。

第9条 (権 限)

中央闘争委員会は大会または組合員投票によって定められた事項を忠実に執行する。

第10条

中央闘争委員会は大会又は組合員投票によって定められた範囲内であらゆる闘争手段ならびにそれに付随することを決定し、中央闘争委員長が支部(分会)に指令する。

第11条

前条の指令は支部(分会)ならびに組合員によって忠実に守られるものとする。

第12条

中央闘争委員会は闘争に関する交渉を行い、協定に達した時は中央闘争委員長の名で調印する。

第13条

中央闘争委員長は闘争期間中において闘争に関する議案を提出する必要がある時は、組合同規約の定め如何に拘らず大会を招集することができる。

第14条 (闘 争 資 金)

1. 中央闘争委員会の決定により闘争資金を支出する。
2. 闘争資金に不足が生じた時は規約の定め如何に拘らず臨時に闘争資金を徴収することができる。

第15条

中央闘争委員会から前条2号の指令を受けた支部(分会)は遅滞なく定められた期日までに送金納付する。

第16条

中央闘争委員会は闘争資金の使用について一切の権限をもつとともにその責任を負う。

第17条

中央闘争委員会は闘争決議、その他闘争に関する統制違反の支部(分会)および組合員に対し処罰規定に基づく処罰を行うことができる。

第 18 条

中央闘争委員会は 4 分の 3 以上の出席で成立し決議はその 5 分の 4 をもって決する。

第 3 章 機 構

第 19 条 (事 業)

中央闘争委員会に次の部において業務を分担する。

各部の長には中央闘争委員があたる。

1. 企 画 部 闘争手段の实地計画、指令文の立案、暗号に関する事項
 2. 統 制 部 指令実施の督励、統制に関する事項
 3. 宣伝組織部 闘争意識の昂揚、闘争目的の徹底、外部に対する協理解の要請
 4. 情報連絡部 指令の伝達、経過発表、情報の蒐集、その他庶務連絡に関する事項
 5. 補 給 部 食糧、資材、その他闘争に必要な物資の補給に関する事項
- 以上の外、中央闘争委員会は必要に応じて専門部を置くことができる。

第 20 条

中央闘争委員会が必要と認めるときは法律その他争議の解決に役立つ公正な外部の者を臨時におくことができる。

附 則

第 21 条

この規定は労働協約中に定める正規の調整機関を経て後において大会の決議により適用される。

第 22 条

支部（分会）は争議時の闘争委員会設置に当たってはこの規定を準用する。

第 23 条

この規定は大会において会議定数の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改廃することができない。

第 24 条

この規定は昭和 30 年 3 月 26 日より実施する。

(H2.8 改定) (H5.8 改定) (H21.8 改定)